

越前おおの子ども・子育て支援プラン

第2期大野市子ども・子育て 支援事業計画



令和2年3月
大野市



はじめに



少子化・高齢化が急速に進行している今日、核家族化や地域のつながりの希薄化などから、子どもや子育てを取り巻く環境が厳しくなっており、不安や孤立感を持つ保護者も少なくありません。また、児童虐待や子どもの貧困、いじめや不登校など、深刻な問題が全国的に顕在化しています。

本市においても、出生数の減少や共働き家庭の増加、祖父母世代の就業率の増加など、子どもや子育てに関わる環境が大きく変化していることから、保護者の保育ニーズは多様化しています。

このため、本市では基本理念を「子どもがイキイキ 笑顔で子育て 結のまち」と定め、今後の本市における幼児期の教育・保育の提供体制や地域子ども・子育て支援事業の実施内容、その時期などを示すとともに、次世代育成支援も踏まえた幅広い視点から取り組むべき各種施策をまとめた第2期大野市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

この計画は、これから生まれてくる子どもを含め、本市のすべての子どものイキイキとした健やかな育ちを願うとともに、親が子どもの日々の成長に喜びを感じながら、親としての成長を実感できるよう、家庭や地域、学校、事業者、行政など、子どもに関わるすべての人や機関が、結の心でそれぞれの役割を責任をもって果たすための取り組みを推進することとしています。今後、基本理念の実現に向けてこの計画を進めてまいりますので、市民の皆様のお一層の温かいご支援とご協力をお願い申し上げます。

子どもの育ちと子育てを支援することは、将来を担う大野人の育成につながり、ひいては「住み続けたい持続可能なまち」の実現につながるものと確信しています。

結びに、この計画の策定に当たり、ご尽力いただきました大野市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

大野市長

石山志保

越前おおの子ども・子育て支援プラン

子どもがイキイキ 笑顔で子育て 結のまち

目次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の期間	2
第4節	計画の推進体制	2
第5節	計画の達成状況の点検・評価	2

第2章 大野市の子ども・子育てを取り巻く環境

第1節	少子化の動向	3
1	人口の推移	
2	人口動態	
3	年齢別人口割合の推移	
4	世帯数の推移	
5	出生数の推移	
6	女性の年代別出産数	
7	女性の年代別人口の推移	
8	未婚化・晩婚化の動向	
9	結婚及び婚活への若者の考え	
第2節	男女別就労状況	8
1	年齢（5歳階級）、男女別就業率	

第3章 ニーズ調査から見られる状況

第1節	家庭や地域、職場における子育て支援	9
1	祖父母の同居・近居の状況	
2	地域における人材活用の状況	
3	保護者の就労状況	
4	職場における子育て支援の状況	

第4章 計画の基本的な考え方

第1節	基本理念	15
第2節	基本的な視点	16
第3節	基本目標	17
第4節	計画の体系	18

第2部 各論

第1章 次代を担う子どもと子育て支援施策の展開

第1節	結婚、妊娠、出産に向けた環境づくり	20
1	結婚に向けた支援	
2	妊娠期から出産・産後の健診・相談体制の充実	
3	思春期からの保健対策	
4	産科・小児医療の体制整備	
第2節	乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実	25
1	乳幼児期の健診・相談支援体制の充実	
2	乳幼児期からの正しい食習慣や生活習慣の形成	
第3節	乳幼児期の教育・保育の提供	28
1	保育所・認定こども園など教育・保育の量の確保と質の充実	
2	ニーズに応じた保育サービスなどの提供	
第4節	子どもの生きる力を育む教育環境の充実	33
1	学校の教育環境の充実	
2	いじめ・不登校対策の充実	
3	危機管理体制の強化	
4	放課後の居場所づくり	
第5節	支援を必要とする子どもと家庭への支援	37
1	専門的な支援を要する子どもや家庭への支援	
2	ひとり親家庭への自立支援	
3	要保護児童への支援・対応の強化	
第6節	地域全体で子どもと子育てを支える社会づくり	44
1	家庭・地域の教育力の向上	
2	子どもが安全・安心に暮らせる地域づくり	
3	仕事と子育ての両立支援	

第2章 子ども・子育て支援事業計画

第1節	教育・保育提供区域の設定	50
1	区域設定の考え方	
2	区域設定	
第2節	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	51
第3節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期	53
第4節	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	60
第5節	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	61

《資料編》

1	大野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果	63
2	大野市子ども・子育て会議設置条例	141
3	計画策定の経過	143
4	大野市子ども・子育て会議委員名簿	144

第 1 部 総論

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨

近年、我が国では、出生数の減少や出生率の低下に伴い、急速に少子化が進行しています。核家族化や地域のつながりの希薄化などから、子どもや子育てを取り巻く環境が厳しくなっており、子育てに不安や孤立感をもつ保護者も少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

これらの課題に対処し、子育て世代が子育てしやすい社会にしていくためにも、地域の実情に応じた多様な子育て支援など、新たな取り組みが必要となっています。

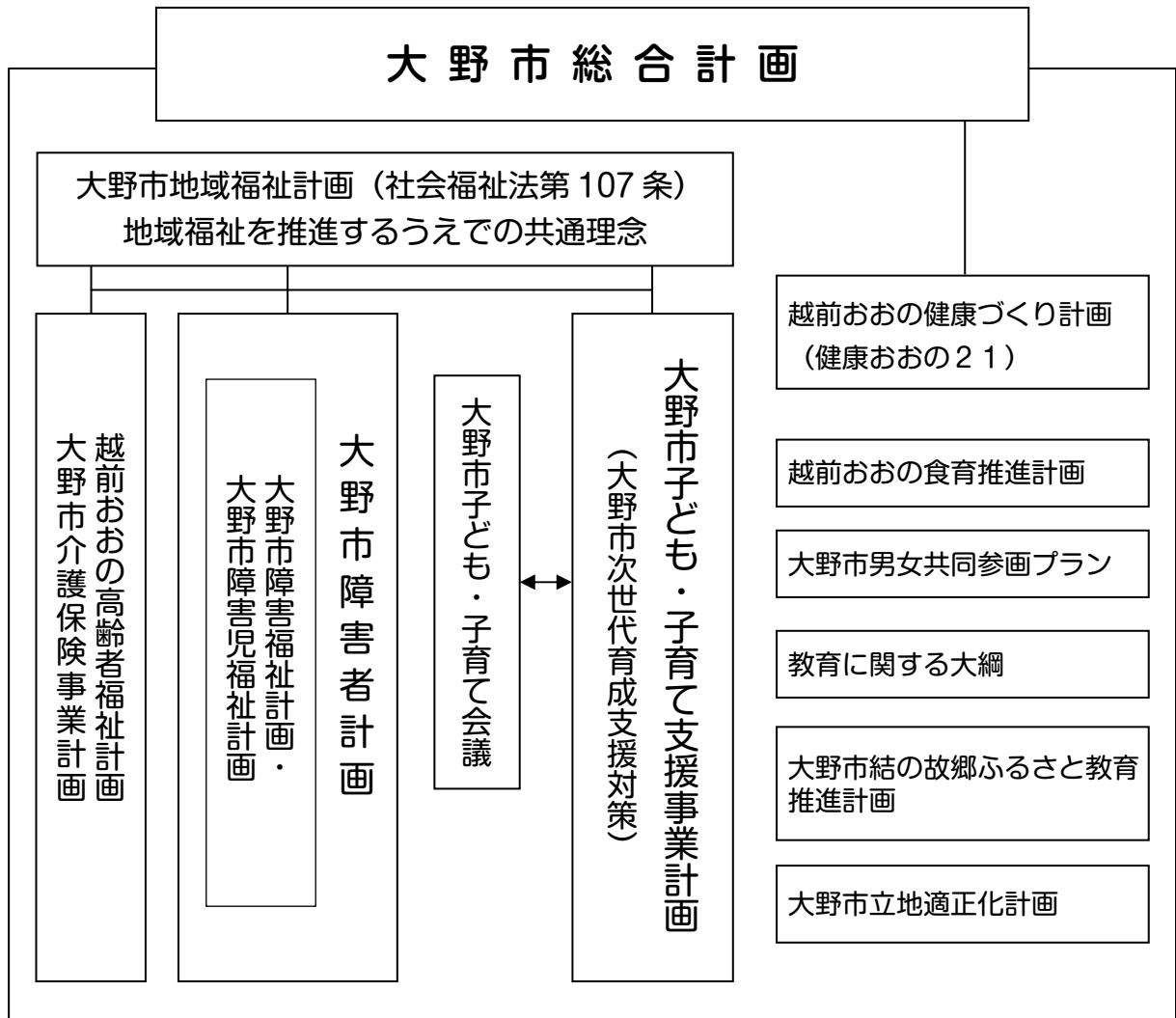
平成 24 年 8 月には子ども・子育て関連 3 法の制定により、幼児期の質の高い教育・保育の総合的提供や、地域の子ども・子育て支援の充実のための新たな子育て支援制度が整備され、市町村においては、幼児期の教育・保育をはじめとする子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

本市においては、この新制度に基づき、子どもを産み育てることに喜びを感じ、次世代の社会を担う宝である子どもたちが、健やかに育つことのできる地域の実現に向けた「大野市次世代育成支援対策推進行動計画」と一体化した「大野市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～令和元年度）」を平成 27 年 3 月に策定しました。

この計画期間が、令和元年度末で終了することから、子ども・子育て支援に関するこれまでの成果と課題を検証し、新たに第 2 期計画を策定するものです。第 2 期計画は、子育て世代が安心して子育てできる環境の整備と、すべての子どもが健やかに育ち、保護者が喜びを感じながら子育てができるまちを目指すこととします。

第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策推進行動計画」を一体的に策定するものであり、今後の地域における幼児期の教育・保育の提供体制や地域子ども・子育て支援事業の実施内容、その時期などを示すとともに、次世代育成支援対策も踏まえた幅広い視点から策定することとし、本市の上位計画である大野市総合計画や障害児福祉計画など、その他の個別計画との整合性を図りながら策定することとします。



第3節 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

第4節 計画の推進体制

本計画の推進に当たり、保育所や認定こども園などの子ども・子育て支援事業者、事業者、教育関係者、行政などが連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進や調整を行うとともに、それぞれが子ども・子育て支援に対する責任や自ら果たす役割を認識し、互いに協力して、子ども・子育て支援に対するさまざまな施策の推進に取り組みます。

第5節 計画の達成状況の点検・評価

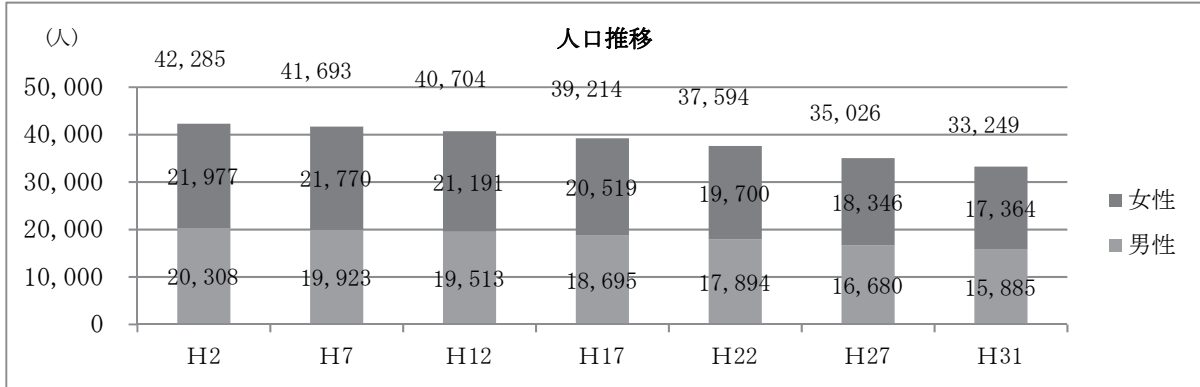
大野市子ども・子育て会議において、毎年度本計画に基づく施策の実施状況や実績などについて点検・評価し、計画期間中であっても社会情勢の変化や子ども・子育て支援のニーズに対応するため、必要に応じて事業内容の見直しを行います。

第2章 大野市の子ども・子育てを取り巻く環境

第1節 少子化の動向

1 人口の推移

大野市の人口は、平成17年に4万人を割り込み年々減少しており、平成31年は33,249人となっています。



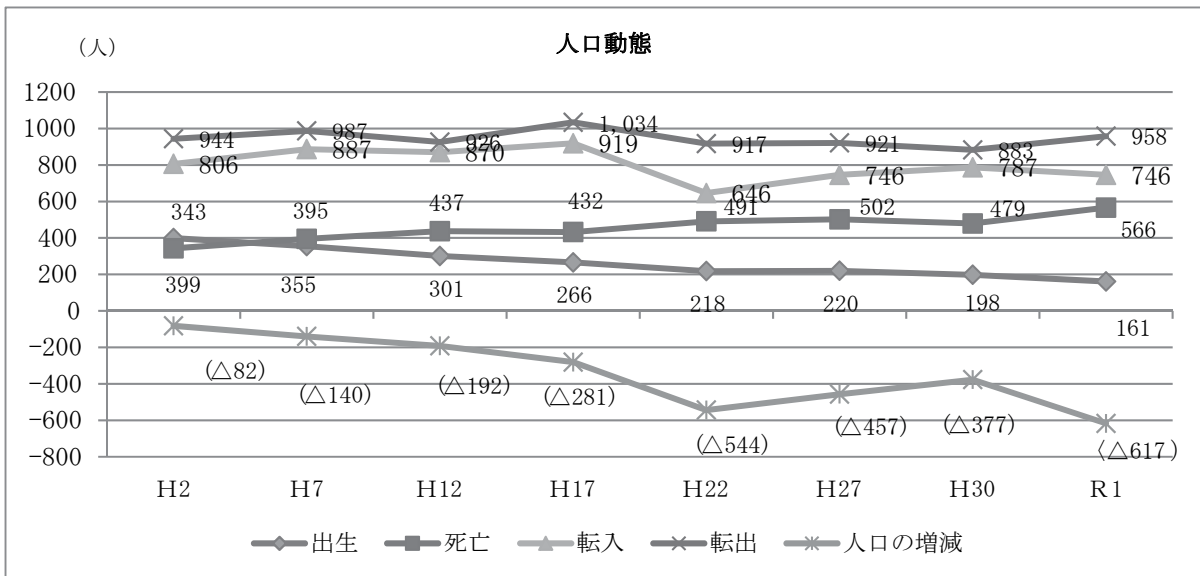
(資料:住民基本台帳 各年4月1日現在)

2 人口動態

出生数は平成2年の399人に対し、平成30年は198人、令和元年は161人となっており大きく減少しています。

出生数と死亡数を比べると、平成7年にはすでに出生数が死亡数を下回っており、その差は年々大きくなる傾向にあります。

社会増減は、転出が転入を上回っている状況が続いています。

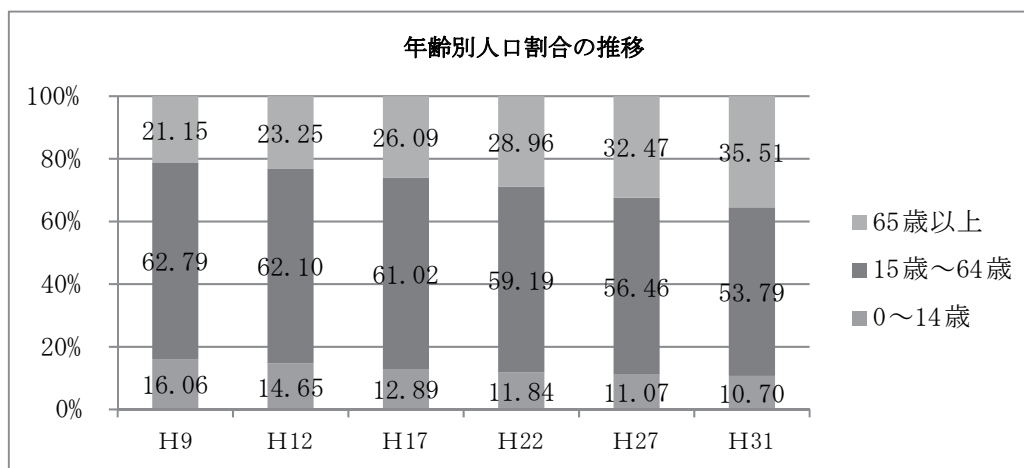


(資料:住民基本台帳)

3 年齢別人口割合の推移

年齢別人口割合をみると、平成31年の年少人口割合(0~14歳)は10.70%、生産年齢人口割合(15~64歳)も53.79%で年々減少しています。一方、65歳以上の老年人口割合は、35.51%まで増加しており、本市においては少子化・高

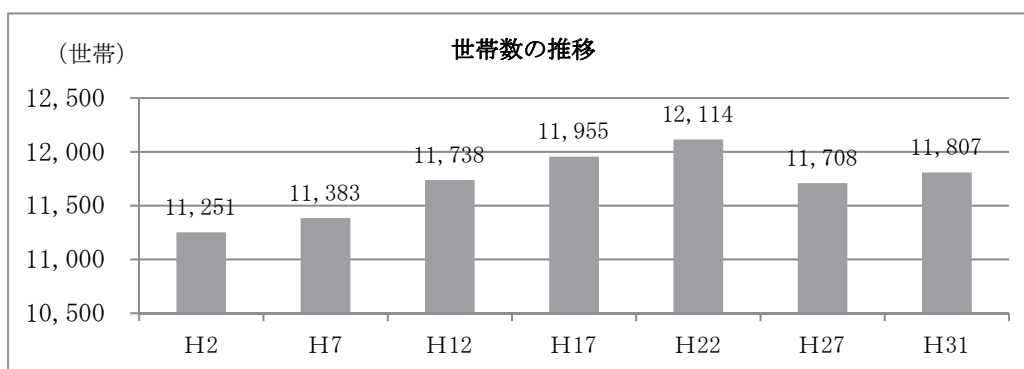
齡化が急速に進んでいます。



(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)

4 世帯数の推移

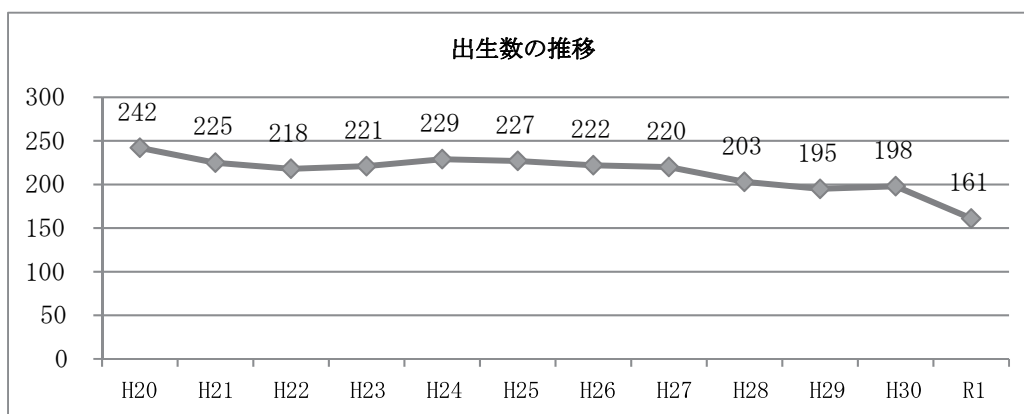
本市の世帯数は、核家族化の進行や単身世帯の増加により、平成22年まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じ、平成31年には11,807世帯となっています。



(資料：住民基本台帳 各年4月1日現在)

5 出生数の推移

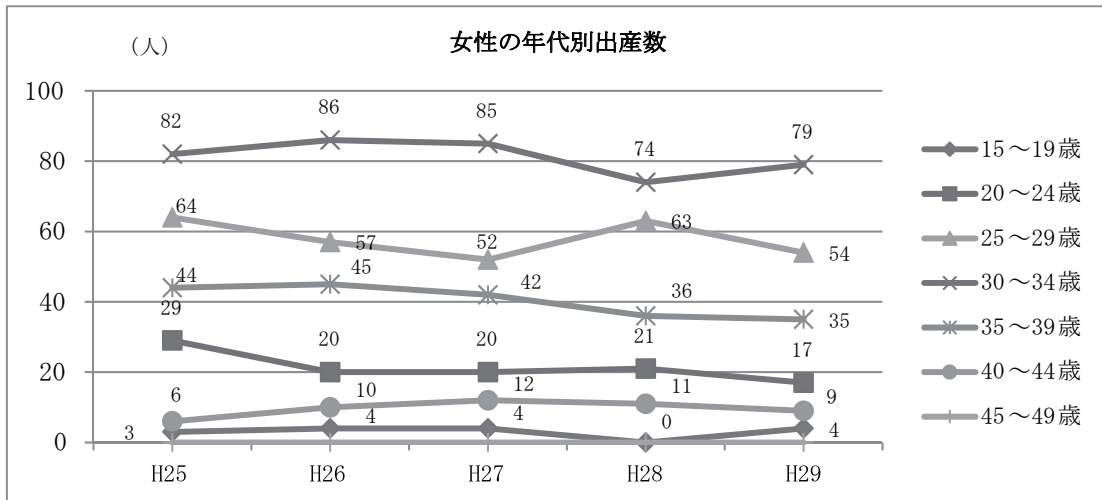
平成21年以降、220人前後で推移していた出生数は、平成29年には200人を下回り、今後も出生数の減少が予測されます。



(資料：住民基本台帳)

6 女性の年代別出産数

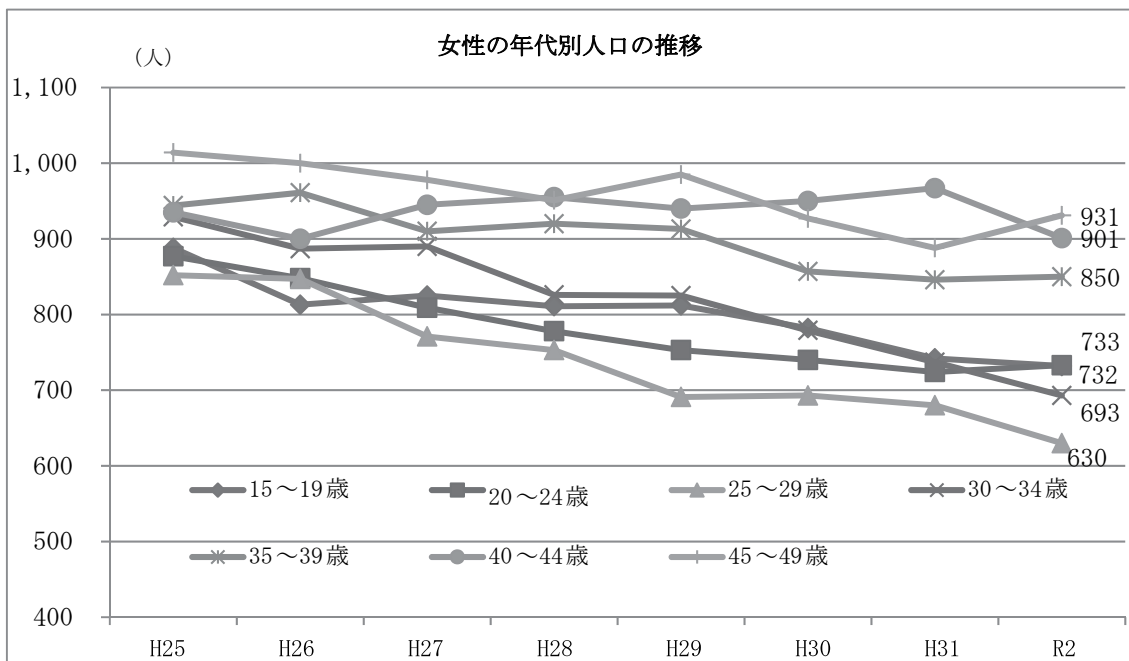
30～34歳の女性の出産数が最も多く、次いで25～29歳、35～39歳の順に多くなっています。



※45～49歳はいずれの年もゼロとなっています。 (福井県「出生に関する統計」)

7 女性の年代別人口の推移

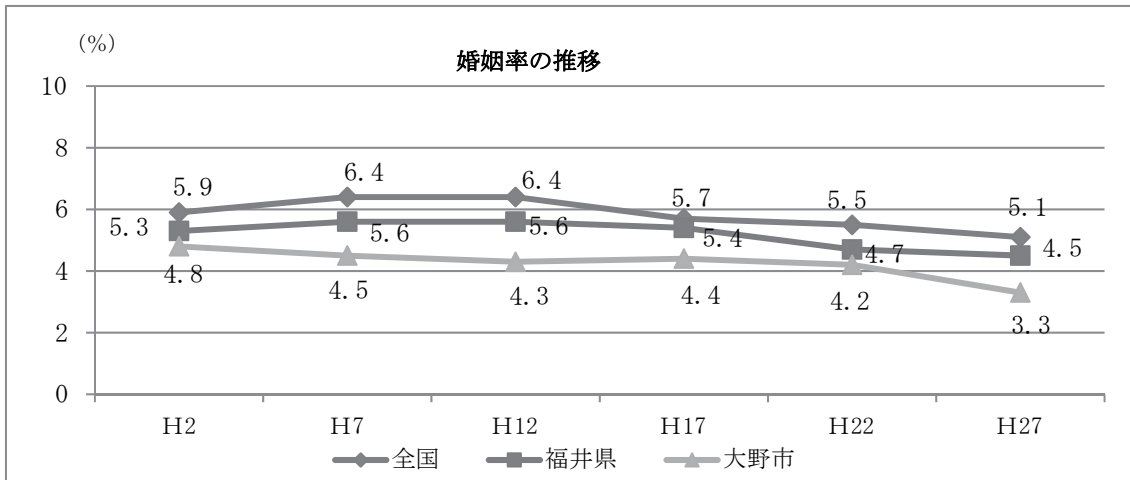
40～49歳の女性の人口はほぼ横ばいですが、20～39歳の女性は年々減少しています。



(資料:住民基本台帳 各年1月1日現在)

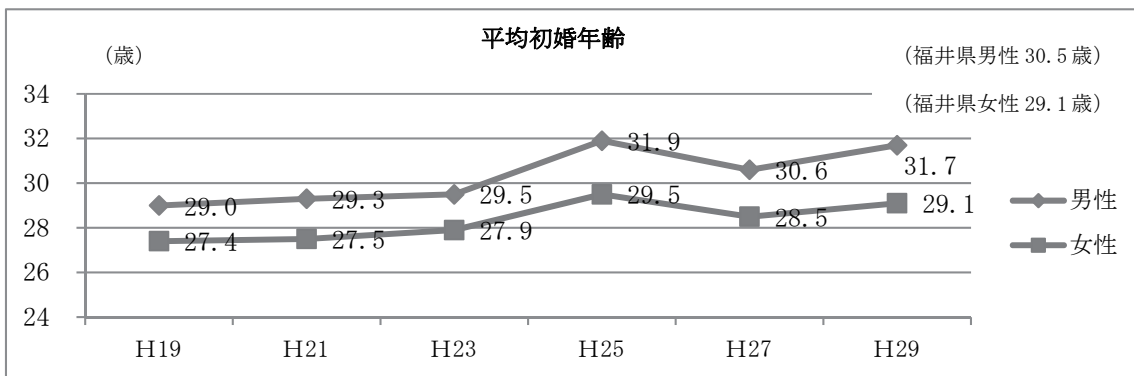
8 未婚化・晩婚化の動向

本市の婚姻率は、全国や福井県全体と比べて、低い水準にあります。平成22年までは4%台で推移していましたが、平成27年には4%を下回りました。

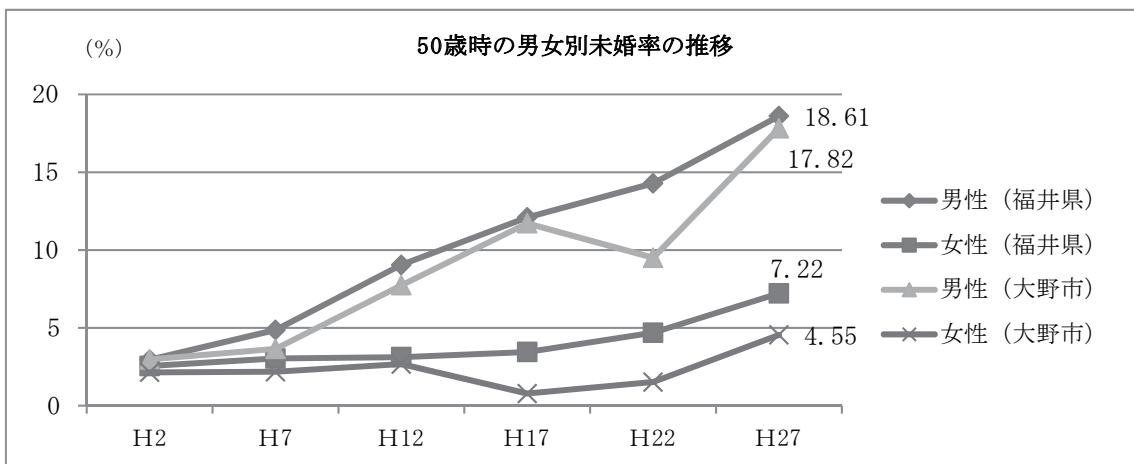


(資料：厚生労働省「人口動態統計」、大野市統計資料)

本市の平均初婚年齢は、平成29年が男性が31.7歳、女性が29.1歳となっています。また平成27年の50歳時の男女別未婚率は、男性17.82%、女性4.55%で福井県全体と比べて低いものの、男女ともに年々高くなっており、未婚化、晩婚化が進んでいます。



(福井県衛生統計年報人口動態統計)



(資料：平成27年国勢調査福井県独自集計報告書～人口等基本集計分～)

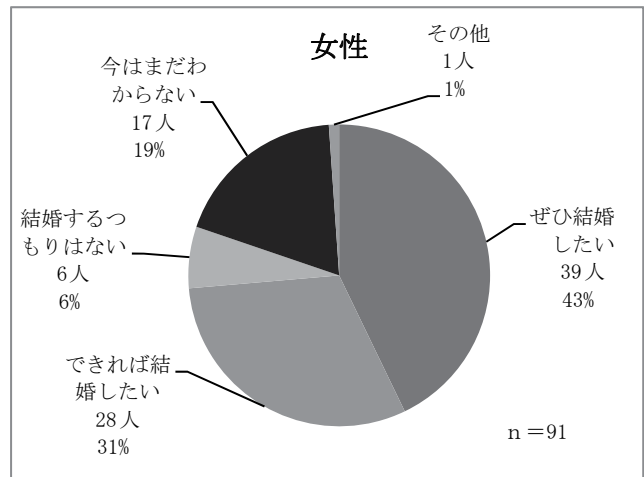
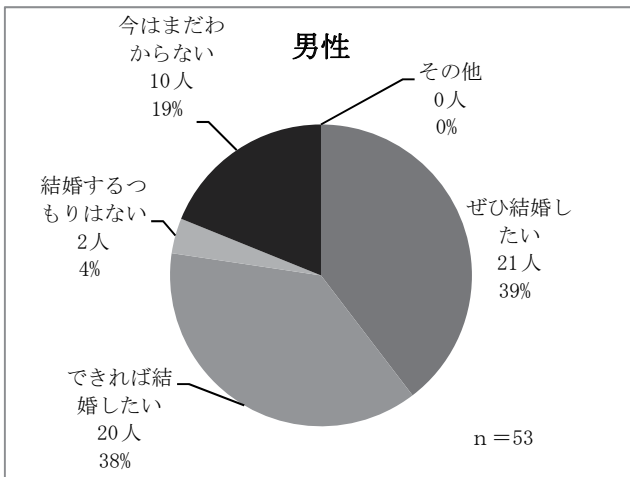
9 結婚及び婚活への若者の考え

平成30年に実施した「結婚及び婚活支援事業に関する市民アンケート」（以下「結婚婚活アンケート」という。）結果において、「ぜひ結婚したい」「できれば結婚したい」と回答した人の割合は全体で75%、男女別では男性が77%、女性が74%でした。「20歳代で結婚したい」と思っている男性は34%、女性は47%、「30歳代で結婚したい」と思っている男性は47%、女性は29%となっています。

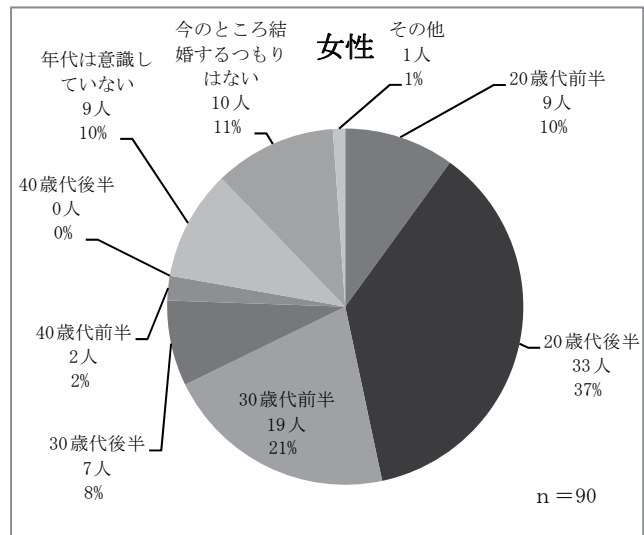
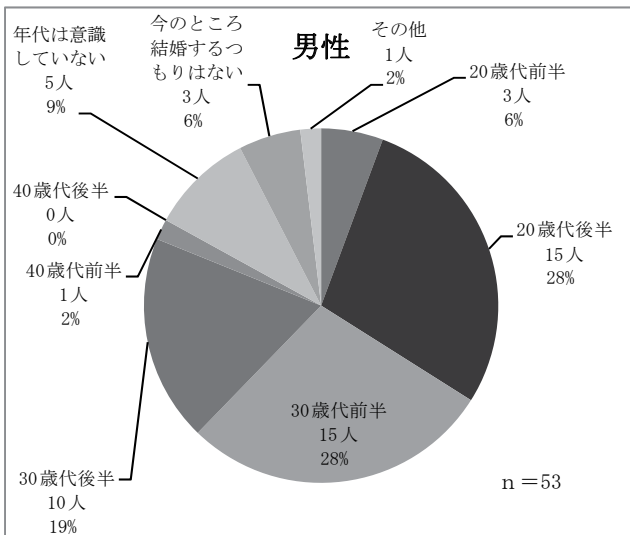
一方、「婚活していない、以前していたことがあるが今はしていない」が全体で85%となっており、その理由として「婚活でよい相手が見つかるとは思えないから」「婚活するのが面倒だから」「自然な出会いを待ちたいから」との意見が多くありました。

- ◆アンケートの実施方法 平成30年4月1日現在、20歳以上39歳以下の男女1,800人を無作為抽出し、そのうち独身と思われる男女800人にアンケートを郵送
- ◆回収率 男性14.0%（発送400人のうち56人から返送）
女性23.5%（発送400人のうち94人から返送）

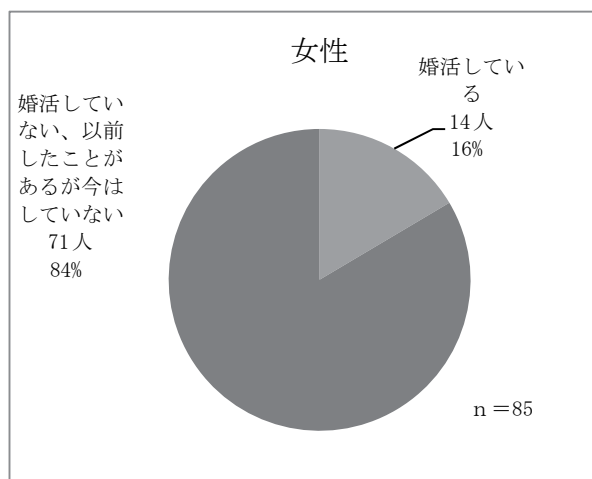
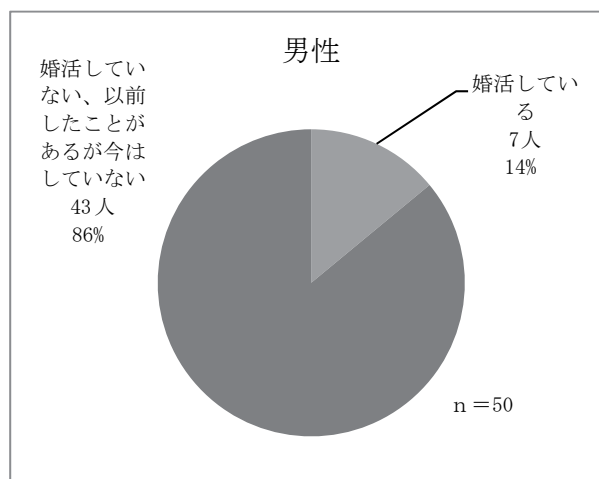
質問 今後、結婚したいと思いますか。（1つだけ○印）



質問 いつごろまでに結婚したいと考えていますか。（1つだけ○印）



質問 今、婚活していますか。(1つだけ〇印)



第2節 男女別就労状況

1 年齢（5歳階級）、男女別就業率

本市の平成27年の就業率は男女ともに、平成22年より高くなっています。また女性の就業率は25歳から59歳までは80%を超えており、60歳以降も引き続き高く60歳から64歳までが64.8%、65歳以上が21.8%となっています。女性の就業率は県全体と比較して高い状況です。

	H22	H27	(福井県H27)
15～19歳	9.6	12.2	(13.2)
20～24歳	75.3	77.2	(69.2)
25～29歳	91.4	90.7	(90.8)
30～34歳	92.0	93.2	(93.4)
35～39歳	95.6	95.2	(94.5)
40～44歳	92.1	95.9	(94.6)
45～49歳	92.0	93.0	(94.2)
50～54歳	91.0	93.9	(94.0)
55～59歳	89.4	92.0	(92.1)
60～64歳	74.8	81.6	(79.8)
65歳以上	35.1	38.9	(35.7)

	H22	H27	(福井県H27)
15～19歳	8.1	9.2	(11.2)
20～24歳	73.9	77.9	(71.8)
25～29歳	79.0	82.7	(81.8)
30～34歳	78.9	81.0	(79.3)
35～39歳	83.5	86.1	(82.0)
40～44歳	86.1	89.7	(84.5)
45～49歳	86.2	89.3	(84.4)
50～54歳	83.6	88.4	(82.9)
55～59歳	74.8	83.2	(76.2)
60～64歳	57.1	64.8	(58.0)
65歳以上	17.7	21.8	(18.3)

(資料: 国勢調査福井県独自集計 就業状態等基本集計)

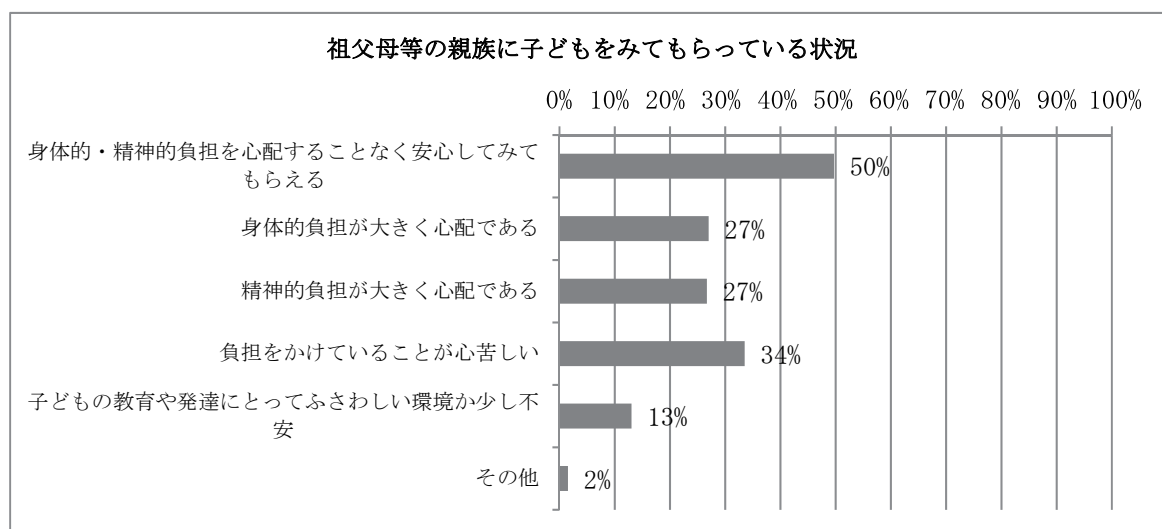
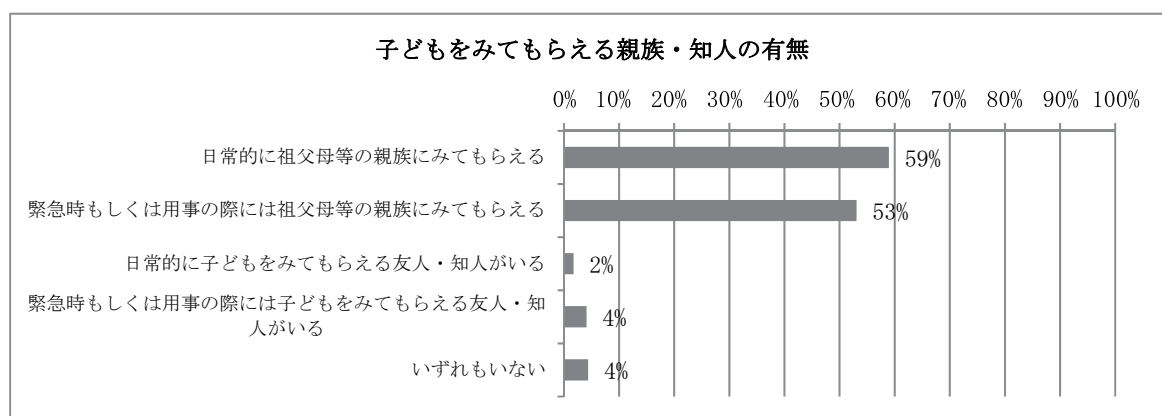
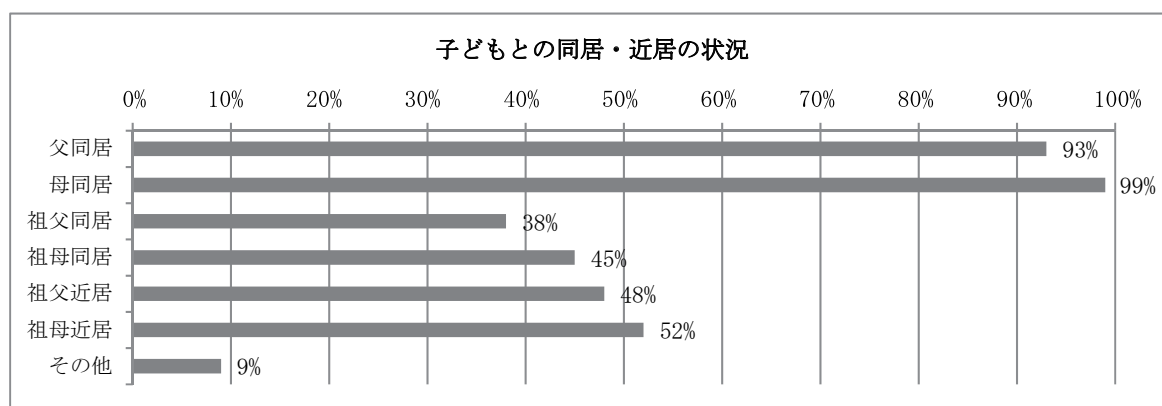
第3章 ニーズ調査（※p13参照）から見られる状況

第1節 家庭や地域、職場における子育て支援

1 祖父母の同居・近居の状況

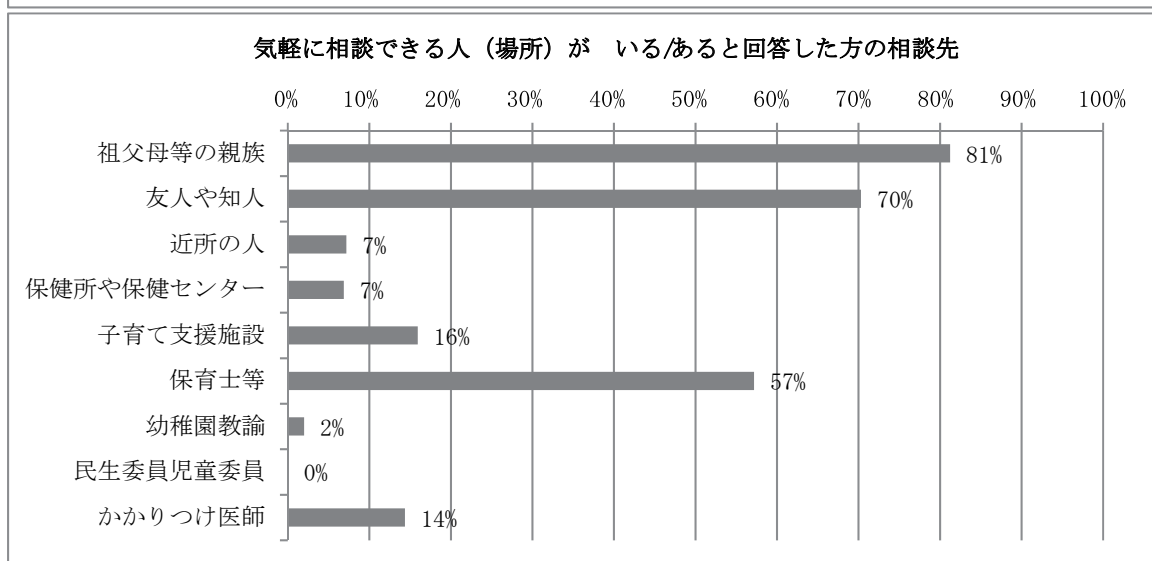
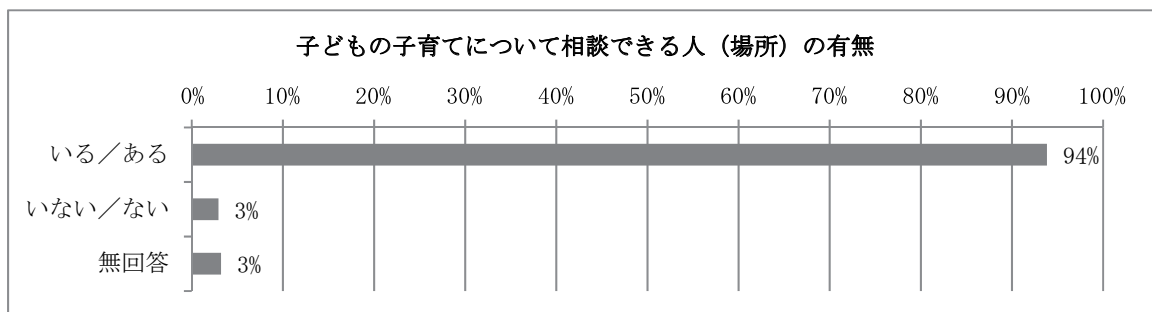
祖父母の同居または近居の割合が高く、祖父母による子育て支援が受けやすいことが分かります。子どもを祖父母にみてもらえる割合は、「日常的に」が59%、「緊急時に」が53%でした。祖父母にみてもらっている方のうち50%の人が「祖父母の身体的・精神的負担を心配することなく安心してみてもらえる」と回答している一方で、「祖父母の身体的・精神的負担が大きく心配である」と思っている人の割合も高くなっています。

また、60歳を過ぎて働く祖父母世代が増えていることから、祖父母世代も働きながら子育て支援をしている状況がうかがえます。



2 地域における人材活用の状況

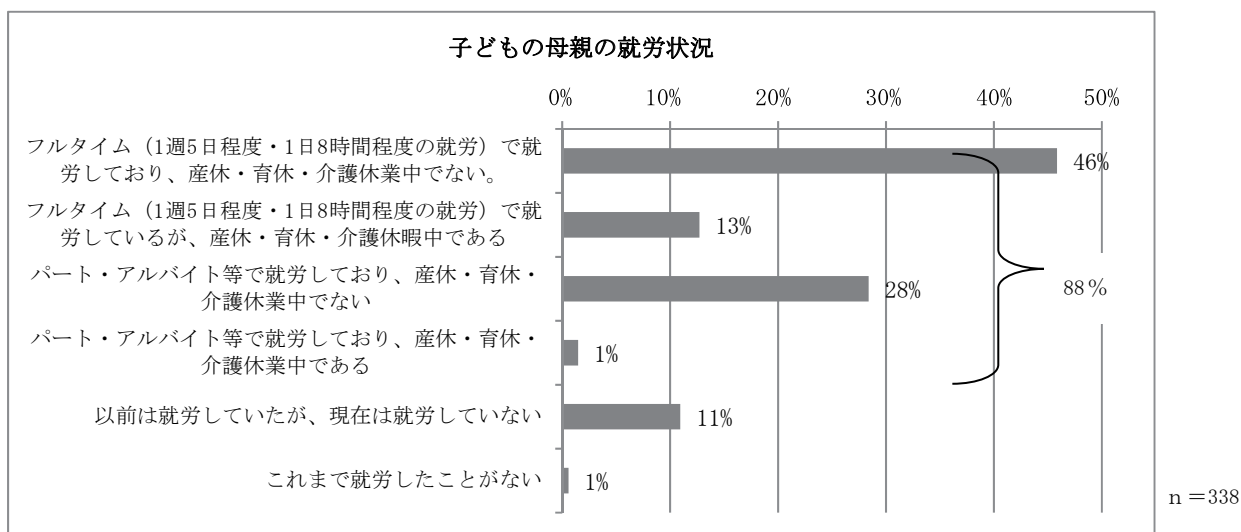
「子育てについて気軽に相談できる人（場所）」について「いる/ある」が94%、相談先として「祖父母等の親族」と回答した方が81%、次いで、「友人や知人」「保育士等」となっています。「子育てについて気軽に相談できる人（場所）」について「いない/ない」が3%となっています。

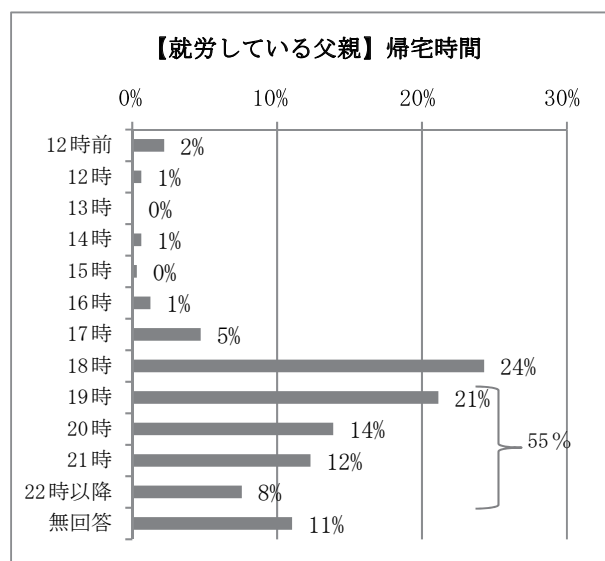
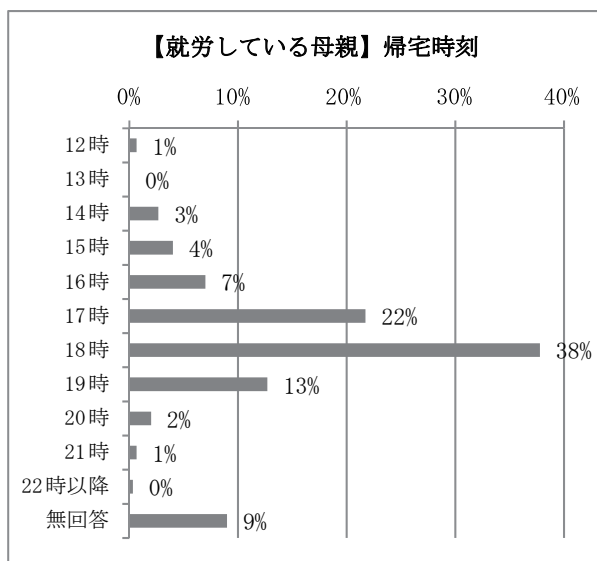
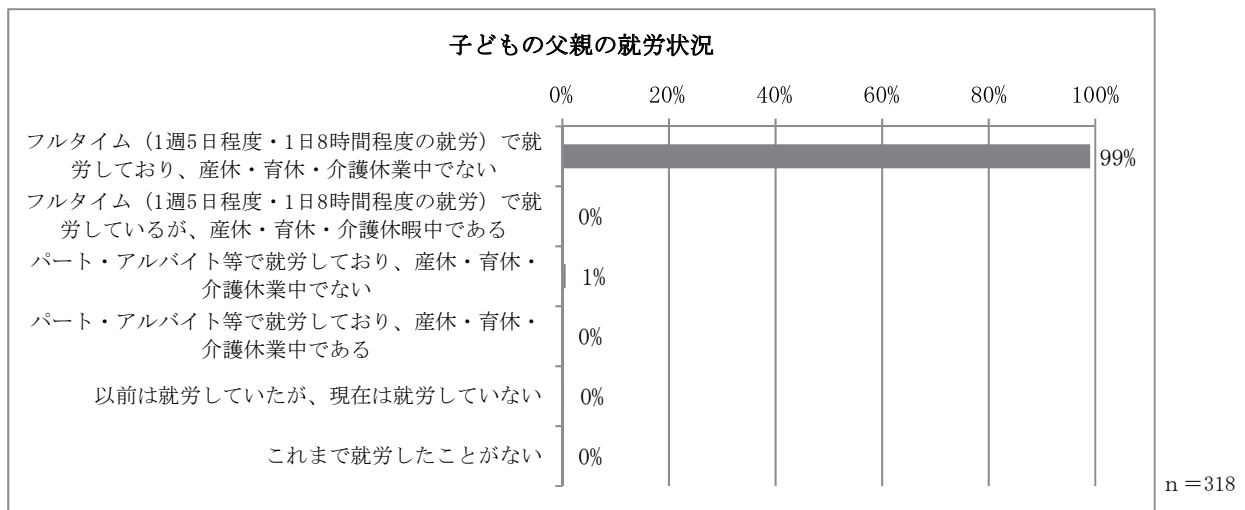


3 保護者の就労状況

未就学児の母親の88%が就労し、フルタイム勤務がパートタイム勤務を上回っており、長時間働く母親が多くなっています。

また、父親の55%が19時以降に帰宅しています。



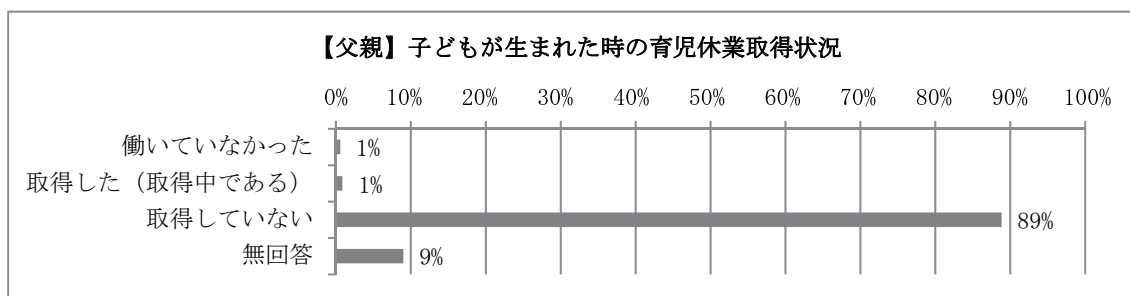
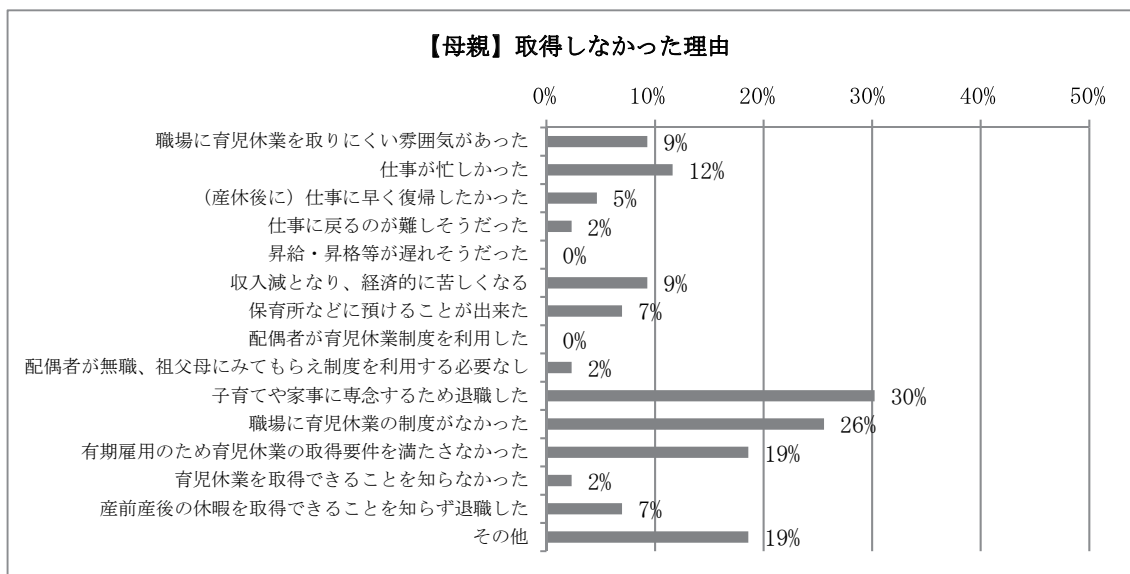
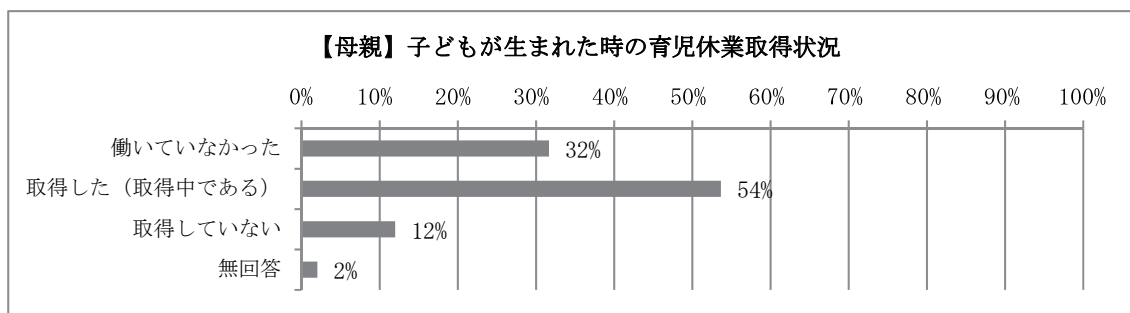


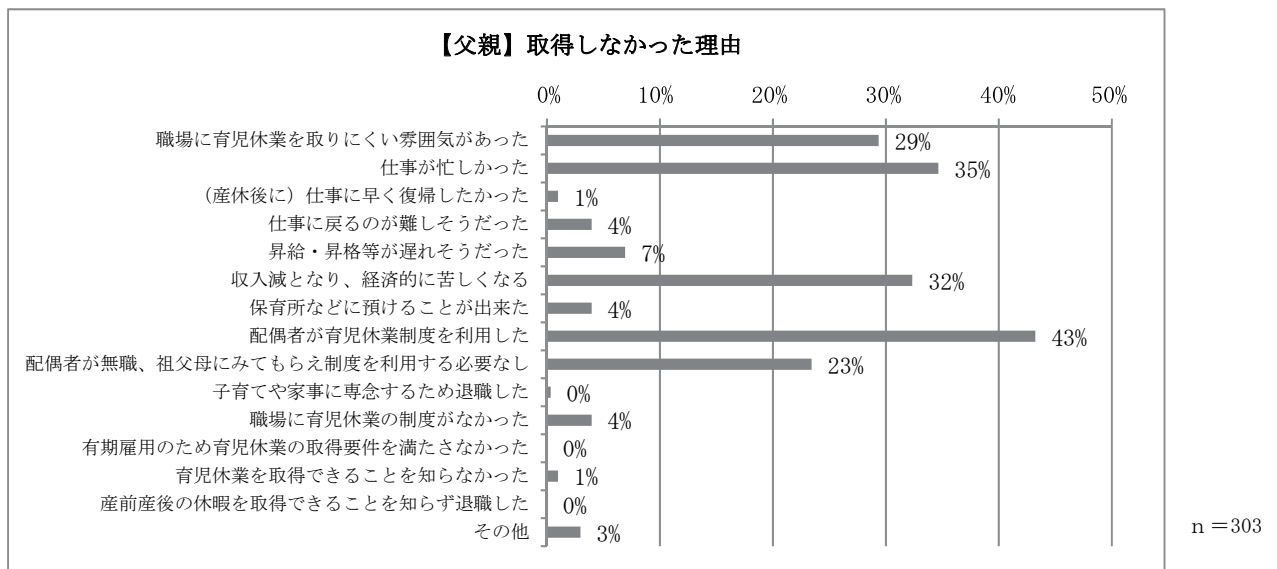
4 職場における子育て支援の状況

母親の育児休業の取得状況は、「取得した（取得中）」が54%、「働いていなかった」が32%、「取得していない」が12%となりました。母親が育児休業を取得しなかった理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が30%、「職場に育児休業の制度がなかった」が26%、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」が19%でした。

父親の育児休業の取得状況は、「取得した」が1%、「取得していない」が89%で、育児休業を取得しなかった理由は、「配偶者が育児休業制度を利用した」が43%、「仕事が忙しかった」が35%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が32%、「職場に育児休業をとりにくい雰囲気があった」が29%でした。

母親の育児休業は、平成25年調査時より7ポイント高くなりましたが、父親の育児休業の取得は進んでいない状況です。





※ニーズ調査とは、子ども・子育て支援法第61条に基づき策定する第2期大野市子ども・子育て支援事業計画のための基礎資料とするため、子育て支援サービスの利用状況や利用希望等を調査したものです。平成30年12月に就学前児童保護者などを対象に実施しました。(以下「ニーズ調査」という。)

- ◆実施方法 就学前児童保護者 500 人を無作為抽出し、保育所などの在園児は園を通じて配布、在園児以外は郵送
- ◆回収率 68.2% (500 人のうち 341 人から返送)

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念



子どもがイキイキ 笑顔で子育て 結のまち

子どもは、社会の希望であり、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、本市の将来の発展に欠かすことのできないものです。

子育ては本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していく大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。保護者が子育てについての第一義的責任を有するとしながらも、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えていくことが大切です。

将来を担う子どもたちが地域の中でイキイキ育ち、社会全体が子育てを応援することで安心して子育てができるまちを実現できるよう、子ども・子育て支援施策を推進します。

第2節 基本的な視点

子どもの視点

子育て支援は、保護者だけでなく、子ども自身の視点を大切にする必要があります。また、子どもの「育つ力」を信じ、子どもの主体性を尊重しながら、その育ちを支援することが望まれます。このため、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に取り組みを推進します。

親としての成長を支える視点

親は、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していきます。子育てという尊い経験が自身を親として成長させてくれます。その過程にあるさまざまな困難を乗り越え、親が日々の子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、また、より良い親子関係を形成することで、子どものより良い育ちを実現できるよう支援を行います。

すべての子どもと家庭への支援の視点

子ども・子育て支援法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含め、すべての子どもと子育て家庭を対象とするものです。一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指し、特に支援が必要な子どもや家庭に対しては、関係機関と連携しきめ細かな支援を行い、適切に対応します。

身近な地域での支援の視点

子どもや子育て家庭にとっては、生活の拠点がある身近な地域において、子どもの育ちや子育てを支えられることが望まれます。そのため、保育所や認定こども園が地域の子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことにより、身近な地域で子育て支援サービスが受けられるよう、施策を推進します。

社会全体での支援の視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子どもは社会の希望です。社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう社会全体で支えていくことが必要です。地域、事業者、行政など社会を構成するそれぞれが子どもと子育て家庭への支援の重要性を再認識し互いに協働しながら、各々の役割を責任をもって果たすための取り組みを推進します。

第3節 基本目標

基本理念を実現するため、次の6つを基本目標とし、総合的に施策を推進します。

基本目標1 結婚、妊娠、出産に向けた環境づくり

若者が将来の結婚や子育てに夢と希望を持ち、安心して子どもを産み育てることができるよう、安全で安心な妊娠、出産環境を整えるとともに、生まれる前からの切れ目のない相談支援などの充実を目指します。

基本目標2 乳幼児の発育・発達に向けた支援の充実

乳幼児期の子どもの心身の健やかな発育、発達を支えるため、健康診査や発育・発達相談などの支援の充実と、健全な心身を培う基礎となる正しい食習慣、生活習慣を形成するための取り組みを推進します。

基本目標3 乳幼児期の教育・保育の提供

保育所や認定こども園を利用する家庭と在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子ども・子育て支援の充実を目指します。

基本目標4 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

遊びや学習、さまざまな体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後などにおける子どもの心身の健全育成を推進します。

また、子どもを取り巻く社会環境の変化は、子どもの心に大きな影響を及ぼすことから、関係機関と連携し安全・安心な環境づくりを目指します。

基本目標5 支援を必要とする子どもと家庭への支援

すべての子どもの権利と自由を守るため、児童虐待の防止、ひとり親家庭の自立支援、障害児支援など、関係機関と連携し、きめ細かな支援の充実を目指します。

基本目標6 地域全体で子どもと子育てを支える社会づくり

地域や職場が、子どもと子育て支援の重要性を認識し、それぞれの役割を責任をもって果たすための取り組みを推進します。

第4節 計画の体系

計画の体系

基本理念

子どもがイキイキ 笑顔で

5つの

子どもの視点

親としての成長を支える視点

すべての子どもと家庭への支援の視点

基本目標

1 結婚、妊娠、出産
に向けた環境づく
り

2 乳幼児の発育・
発達に向けた支援
の充実

3 乳幼児期の教育・
保育の提供

基本施策

①結婚に向けた支援

- ・若い世代の交流促進
- ・雇用環境の改善

②妊娠期から出産・産後の健診・ 相談体制の充実

- ・切れ目のない相談支援
- ・妊婦健康診査などの充実
- ・産後の育児不安や負担の軽減
- ・不妊に対する支援

③思春期からの保健対策

- ・思春期保健対策の充実

④産科・小児医療の体制整備

- ・小児医療の充実
- ・道路整備による搬送時間の短縮

①乳幼児期の健診・相談支援 体制の充実

- ・乳幼児健康診査の機能強化と
予防接種の勧奨
- ・育児相談会・離乳食教室の開
催

②乳幼児期からの正しい食習 慣や生活習慣の形成

- ・食育の推進
- ・正しい生活習慣の形成

①保育所・認定こども園など 教育・保育の量の確保と質 の充実

- ・教育・保育の量の確保と質
の向上
- ・幼小接続の推進

②ニーズに応じた保育サー ビスなどの提供

- ・多様なニーズに応じた保育
サービスの充実
- ・子育て家庭への経済的支援
- ・地域の子育て家庭支援の充
実

子育て 結のまち

視点

社会全体での支援の視点

身近な地域での支援の視点

4 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

5 支援を必要とする子どもと家庭への支援

6 地域全体で子どもと子育てを支える社会づくり

①学校の教育環境の充実

- ・学校の教育力の向上
- ・国際化・情報化社会に対応できる人づくりの推進
- ・豊かな心やたくましく生きる力の育成

②いじめ・不登校対策の充実

- ・いじめ・不登校の未然防止と相談体制の充実

③危機管理体制の強化

- ・情報モラル教育の充実

④放課後の居場所づくり

- ・安全安心な居場所の確保と健全育成の推進

①専門的な支援を要する子どもや家庭への支援

- ・経済的支援の充実
- ・相談支援体制の充実
- ・障害福祉サービスの充実
- ・保育所・認定こども園、放課後児童クラブでの支援

- ・医療的ケア児の支援

- ・特別支援教育の推進

②ひとり親家庭への自立支援

- ・相談体制の充実
- ・就業・生活支援
- ・子どもの育ちへの支援

③要保護児童への支援・対応の強化

- ・支援体制の充実
- ・定期的な情報提供と虐待防止の啓発
- ・子ども家庭総合支援の充実

①家庭・地域の教育力の向上

- ・家庭教育の推進
- ・地域ぐるみの活動の推進
- ・公民館での学習機会の創出
- ・自然体験活動・スポーツ活動の推進

②子どもが安全・安心に暮らせる地域づくり

- ・子どもの事故対策の推進
- ・子どもの安全確保

③仕事と子育ての両立支援

- ・男女共同参画社会実現に向けた意識啓発
- ・子育てしやすい職場環境の整備
- ・若者の雇用の場の確保
- ・住環境の改善と供給